

J Aからつの役員改選について

農協法および当JAの定款により、役員の任期は3年と定められており、これに基づいて3年ごとの総代会において役員改選が行われております。

現在の役員は平成28年6月に選任されたため、平成31年の通常総代会で任期満了となることから、管内の組合員のみなさまに役員改選について日程等をお知らせいたします。

理事・監事の役員定数により各地区の代表として19名、女性代表として2名を全地区・組織から推薦していただき、理事会推薦の学経および員外の役員3名の合計24名について選任の予定です。

なお、改正農協法の中で理事の構成要件が定められ、今回の役員改選から理事の定数の過半数は認定農業者又は実践的能力者とする（農協法第30条第12項）としています。

つきましては、次の日程等をご確認いただき、JAの役員選出過程をご理解いただくとともに、ご協力をお願いいたします。

1. 改選される役員と選出方法

- (1) 役員候補者届出受付
- (2) 役員選考会議(支所単位)
 - ① 各支所定数分の理事候補者の決定。
- (3) 役員選考会議(全地区)
 - ① 各地区定数分の監事候補者の決定。
- (4) 女性理事選考会議（女性部選考委員会）
 - ① 女性理事候補者2名の決定。
- (5) 理事会
 - ① 理事会で推薦する役員候補者3人(学経理事1人、員外監事1人、学経監事1人)の決定。
- (6) 役員推薦会議(本所)
 - ① 役員選考会議（女性理事を含む）、理事会推薦により決定した理事候補者及び監事候補者について組合長に推薦する役員候補者の決定。

2. 役員改選の日程（めやす）

(1) 候補者受付・選考期間・・・（1月下旬～3月下旬）

- ① 生産組組合長会・女性部組織等を通して改選の周知・候補者の推薦案内。
- ② 各地区選考委員による候補者の選考および定数を超える場合の調整。

(2) 候補者の決定・・・・・・・・・・（4月上旬）

- ① 各地区の選考委員により、候補者（女性理事を含む）の決定。

(3) 定例理事会・・・・・・・・・・（4月下旬）

- ① 理事会推薦による、候補者の決定。

(4) 役員候補者推薦会議・・・・・・・・（5月上旬）

- ① 役員候補者の決定。

(5) 定例理事会・・・・・・・・・・（5月中旬）

- ① 役員選任議案付議承認。

(6) 役員の選任決定・・・・・・・・・・（6月通常総代会）

- ① 組合長が、役員推薦会議で推薦された方を役員候補者として総代会に役員選任議案を提出し、投票により役員が選任されます。
- ② 代表理事、組合長、副組合長及び常務の決定は、新理事による理事会で決定します。
- ③ 代表監事及び常勤監事については、新監事会での互選により決定することになります。

3. 詳細については、最寄りのJAからつ各支所へ